
■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 160

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// I N D E X //

- 1・2017年11月後半の安全管理ごよみ
- 2・危機管理意識を高めよう～過重な運転労働をさせていませんか
- 3・交通事故の裁判事例～同乗者も判断能力を有しており、他人には当たらず
- 4・今日の朝礼話題～直線路で油断しての「ながらスマホ」に注意
- 5・【好評発売中】小冊子「あなたの運転損する運転？得する運転？」
- 6・【好評発売中】「2018トラック運行管理者手帳」
「2018バス運行管理者手帳」

// //

★11月後半の安全管理ごよみ

◆1日（水）～30日（木）

——過重労働解消キャンペーン（過労死等防止啓発月間）

——エコドライブ推進月間

——フォークリフト等の特定自主検査強調月間

◆16日（木）～1月10日

——第57回「正しい運転・明るい輸送運動」（全日本トラック協会主催）

◆23日（木）

——勤労感謝の日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2017/10/10/kongetsu-untankenri-nov-2017/>

■危機管理意識を高めよう

『過重な運転労働をさせていませんか』

11月は過労死等防止啓発月間です。

厚生労働省は毎年、11月1日から30日まで「過重労働解消キャンペーン」を行っています。主なポイントは、著しい過重労働や長時間残業はないか、36協定の違反はないか、悪質な賃金不払残業はないか、といった点です。

たとえ、法律に抵触するまではいかなくても、長時間労働や長時間運転を放置すると、心身の健康被害だけでなく交通事故の要因ともなります。

運送事業者はもちろん、一般の企業でもこの機会に働き方を見直し、運転者の労働時間削減に向けて努力しましょう。

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2017/11/01/kikikanri-kajurodo-chojikanunten/>

■交通事故の裁判事例

今回は、忘年会で飲酒して自分の車を他人に運転させ助手席同乗中に電柱に衝突し死亡した事故で、車の所有者が運転者に損害賠償を請求できる自賠法第3条の「他人」に当たるかが争われた事例を取り上げます。

『同乗者も一定の判断能力を有しており、他人には当たらない』

【事故の状況】

平成24年12月2日午後6時54分頃、Aは消防団の忘年会に参加してBとともに飲酒した後、Bに自分が所有している普通自動車を運転させ、助手席に自分が乗って走行途中、Bが運転を誤って左カーブを曲がり切れず道路端の電柱に衝突し、死亡しました。

Aの相続人である妻子は、損害賠償を求めるにあたって運転していたBに対

して、Aは助手席に座っていただけであり、飲酒の影響もあって運転に関して具体的指示を出せる状況になく、Bとの関係で自賠法第3条の「他人」に当たると主張しましたが、裁判所は次のように述べてAの他人性を認めませんでした。

【裁判所の判断】

「最高裁判決によれば、自賠法第3条の「他人」とは運行供用者及び運転者以外の者をいい、自動車の所有者は第三者に運転をゆだねて同乗している場合であっても、事故防止に中心的な責任を負う者として、運転の交代を命じたり運転について具体的な指示をする立場にある。

したがって、第三者が所有者の運行支配に服さず同人の指示を守らなかった等の特段の事情がない限り、第三者に対する関係において、自賠法第3条の「他人」に当たらないと解すべきである」

「最高裁判例を前提にすると、Aは事故車の所有者であり、Bが事故車を運転しAが同乗するに至った経緯や、運転中の車内の具体的状況については明らかではないが、Aは忘年会中にろれつが回らないなどの状況にはなく、終了後も机の片づけにも参加していたことを考えると、事故当時も一定の判断能力を維持していたことがうかがわれ、前記のような特段の事情があったものとは認められない」

と、他人性を否定しました。

(山形地裁 平成27年12月22日判決)

■今日の朝礼話題

『直線路で油断しての「ながらスマホ」に注意』

スマートフォンなどを見ながら運転する「画面注視」が原因で起こった人身事故の現場は、半数以上が直線路だったことが警察庁のまとめでわかったとニュースで報道されました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2017/11/01/tw-nagarasumaho/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【好評発売中】小冊子「あなたの運転 損する運転？得する運転？」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 700円＋税（5冊1セット価格・送料実費）

日頃何気なく運転をしているときでも、無意識のうちにこうしたほうが「得」をするとか、こうしないと「損」をすると考えて運転していることが多々あります。

本冊子は、運転のなかで「損」「得」感情が出やすい6つの運転行為について、損する運転と得する運転をマンガでわかりやすく対比し、なぜ「得する運転」が安全に寄与するのかをデータを交えて解説しています。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/DiffxQ>

■【好評発売中】手帳「2018トラック運行管理者手帳」
手帳「2018バス運行管理者手帳」

※仕様 A6判／222ページ／表紙ビニールレザー／本色2色刷

※価格 各1,200円＋税

前身の「運行管理者・配車担当者手帳」から数えると今年で発売6年目を迎えた「トラック運行管理者手帳」、また、昨年から発売し、早々に完売となる

など大好評いただきました「バス運行管理者手帳」を今年も販売しております。

運行管理者として知っておきたい最新の法改正などを「法令編」「知識編」「データ編」としてまとめており、煩雑になりがちな運行管理関係の法令知識をお手元で確認していただくのにとっても便利です。

どちらの手帳もスケジュール欄が充実しており、日々の運行管理に役立つ手帳となっております。

【詳しくはこちら↓】

<https://2014unkoukanridiary.jimdo.com/>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(平成29年11月1日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

